

# 所沢市都市計画法第34条 立地基準改正のご案内

所沢市都市計画法第34条第14号の改正について、改正後の基準は、以下の日程で施行します。

## 令和7年5月1日から施行

- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく特定流通業務施設

## 令和7年8月1日から施行

- ・旧住宅地造成事業に関する法律に基づく住宅地造成事業が完了した施行地区における開発行為等
- ・線引き前所有地における自己用住宅
- ・収用対象事業の施行により移転建築する建築物
- ・建築許可等を受けた既存の建築物の用途変更等
- ・市街化調整区域に居住する者のための集会所等
- ・市街化調整区域に関する都市計画決定前からの宅地性を証することができる土地における開発行為等（線引き前宅地）
- ・幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設
- ・市街化調整区域における保険調剤を行う薬局
- ・線引き前から居住する者の親族のための自己用住宅
- ・現に存する自己の居住又は自己の業務の用に供する建築物の敷地拡張
- ・1ヘクタール未満の墓園又は運動・レジャー施設の管理に必要な建築物

## 市街化調整区域で開発行為または建築行為を行う場合

都市計画法第34条（立地基準）に適合する必要があります。

詳細はホームページに掲載しています

（HP名）

都市計画法第34条許可運用基準（立地基準）

（アドレス）

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/kaihatukyoka/20090701rittikijyunn.html>